



三重県公報

令和7年5月27日（火）

第 620 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号) (題 名) (担当) (頁)

公 安 委 規 則

- 4 委託を受けて確認事務を行おうとする法人の登録等の手続に関する規則の一部を改正する規則 (公安委員会) 3

告 示

- 382 生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定 (地域福祉課) 3
- 383 生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出 (同) 4
- 384 生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出 (同) 4
- 385 生活保護法の規定による指定医療機関からの指定の辞退 (同) 5
- 386 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関の指定 (同) 5
- 387 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出 (同) 6
- 388 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出 (同) 6
- 389 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの指定の辞退 (同) 7
- 390 農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録の更新 (農産物安全・流通課) 7
- 391 同伴 (同) 7
- 392 保安林の指定を解除する予定である旨の通知 (治山林道課) 8
- 393 保安林の指定を解除する予定である旨 (同) 8
- 394 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出 (中小企業・サービス産業振興課) 8
- 395 同伴 (同) 9
- 396 同伴 (同) 10
- 397 同伴 (同) 11
- 398 同伴 (同) 12
- 399 同伴 (同) 13
- 400 特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所) 14

公 告

- 土地改良区役員の退任及び就任の届出 (農地調整課) 15
- 同伴 (同) 15
- 土地改良施設管理規程の変更認可 (同) 16
- 基本測量を実施する旨の通知 (公共用地課) 16
- 公共測量を実施する旨の通知 (同) 17
- 同伴 (同) 17

特 定 調 達 公 告

落札者を決定した旨	(教 育 委 員 会) 17
随意契約の相手方を決定した旨	(同) 17
一般競争入札を行う旨	(警 察 本 部) 18

公安委規則

委託を受けて確認事務を行おうとする法人の登録等の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年五月二十七日

三重県公安委員会委員長 志 田 幸 雄

三重県公安委員会規則第四号

委託を受けて確認事務を行おうとする法人の登録等の手続に関する規則の一部を改正する規則

委託を受けて確認事務を行おうとする法人の登録等の手続に関する規則（平成十七年三重県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

様式第三号、様式第九号及び様式第十四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。

告 示

三重県告示第 382 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 7 年 5 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
すぎもと内科クリニック	四日市市久保田 2 丁目 14 番地 26 号	令和 7 年 5 月 1 日
くまがい内科・循環器クリニック	津市白塚町 3702-1	令和 7 年 5 月 1 日
くらた整形外科リハビリクリニック	津市久居明神町 1199-1	令和 7 年 5 月 1 日
きもと乳腺クリニック	津市浜見町 554-6	令和 7 年 5 月 1 日
津かじわらクリニック	津市鳥居町 278 番地 6	令和 7 年 4 月 1 日
整形外科もりもとクリニック	松阪市曾原町 404-5	令和 7 年 5 月 1 日
さわだ内科外科クリニック	尾鷲市中川 18-9	令和 7 年 4 月 1 日
医療法人大町会 名張ふくにしクリニック	名張市東町 1901-1	令和 7 年 4 月 1 日
かずみ内科・消化器内科クリニック	いなべ市北勢町麻生田 3593 番地 2	令和 7 年 4 月 1 日
やましたこどもクリニック	三重郡朝日町縄生 651 番地	令和 7 年 5 月 1 日
水谷歯科クリニック	桑名市大字芳ヶ先崎 1258 番地の 1	令和 7 年 4 月 1 日
たつみ歯科	四日市市松原町 15-13	令和 7 年 4 月 1 日
かまたに歯科	津市半田 3438-7	令和 7 年 4 月 1 日
エステラデンタルクリニック	松阪市船江町 1392-27 イオンタウン 松阪船江 2F	令和 7 年 5 月 1 日
にしいデンタルクリニック	松阪市下村町字西ノ庄 870-8	令和 7 年 5 月 1 日
大森歯科医院	松阪市小津町 504	令和 7 年 4 月 1 日
エンゼル薬局久保田店	四日市市久保田二丁目 169-3	令和 7 年 5 月 1 日
健やか薬局 藤ヶ丘店	津市久居明神町 1200-2	令和 7 年 5 月 1 日
健やか薬局 白塚店	津市白塚町 3702-3	令和 7 年 5 月 1 日
ほのぼの薬局	松阪市曾原町 403 番 4	令和 7 年 5 月 1 日
いせ一之木薬局	伊勢市一之木 2 丁目 12-10	令和 7 年 5 月 1 日
訪問看護ステーションゆあん	桑名市長島町福吉 154 番地	令和 7 年 4 月 1 日

訪問看護ステーションむぎわら家	四日市市松寺1丁目5番29号	令和7年4月1日
訪問看護ステーション ベル・ティアラ	四日市市九の城町4-23	令和7年4月1日
訪問看護ステーション デューン鈴鹿	鈴鹿市神戸1丁目22番35号第4不二ビル102号室	令和7年4月1日
よきかな訪問看護ステーション	鈴鹿市庄野東1丁目7-21 リンデン小林105号室	令和7年4月1日
訪問看護ステーションたきび	鈴鹿市西条1丁目18-3 第一コーポ優伽里102	令和7年4月1日
m u k u 訪問看護ステーション	津市寿町12-19	令和7年4月1日
訪問看護ステーションm u g i	松阪市伊勢寺町2800-1	令和7年3月1日
訪問看護事業所はだし	伊勢市大世古1丁目8番地28	令和7年4月1日

三重県告示第383号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和7年5月27日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
医療法人山本整形外科	四日市市生桑町584番地の4	名称：四日市膝肩スポーツの整形外科クリニック	令和7年4月1日
医療法人小林内科胃腸科	松阪市本町2195-1	名称：本町内科クリニック	令和7年4月9日

三重県告示第384号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和7年5月27日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
やまもと腎泌尿器科	桑名市寿町1丁目15番地 ラ・ポルテ桑名駅前 S-A号	令和7年3月31日
知念外科内科	鈴鹿市稲生町7991-91	令和7年3月26日
むらしま整形外科・リハビリテーション科	鈴鹿市柳町森1658-1	令和7年2月22日
松尾内科クリニック	鈴鹿市平田新町2-2	令和7年3月31日
せきクリニック	亀山市関町新所1125	令和7年3月15日
三木眼科	津市岩田1-5	令和7年3月31日
小淵医院	津市一志町高野254番地1	令和7年3月31日
津かじわらクリニック	津市鳥居町278-6	令和7年3月31日
れんげの里診療所	津市城山1丁目12-2	令和7年3月31日
大谷医院	松阪市川井町2711	令和7年3月31日
長谷川内科	尾鷲市中川18-9	令和7年3月31日
医療法人 福慈会 夢眠クリニック 名張	名張市東町1901-1	令和7年3月31日
かずみ内科・消化器内科クリニック	いなべ市北勢町麻生田3593番2	令和7年3月31日
藤牧循環器内科	三重郡菰野町大字菰野2304	令和7年3月31日
医療法人社団 水谷歯科クリニック	桑名市大字芳ヶ崎1258-1	令和7年3月31日
たつみ歯科	四日市市松原町15-13	令和7年3月31日
かまたに歯科	津市半田3438-7	令和7年3月31日

大森歯科医院	松阪市小津町 504	令和 7 年 3 月 31 日
森歯科診療所	伊勢市御菌町新開 469-36	令和 7 年 3 月 31 日
キタノ薬局	熊野市井戸町 375 の 11	令和 7 年 3 月 31 日
さくら薬局 伊賀車坂店	伊賀市上野車坂町 616-1	令和 7 年 4 月 10 日
キリン堂薬局 夏見橋店	名張市夏見 2452	令和 7 年 3 月 17 日

三重県告示第 385 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退がありました。

令和 7 年 5 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	辞退年月日
佐南歯科医院	津市安濃町浄土寺 330-1	令和 7 年 3 月 31 日

三重県告示第 386 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 7 年 5 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
すぎもと内科クリニック	四日市市久保田 2 丁目 14 番地 26 号	令和 7 年 5 月 1 日
くまがい内科・循環器クリニック	津市白塚町 3702-1	令和 7 年 5 月 1 日
くらた整形外科リハビリクリニック	津市久居明神町 1199-1	令和 7 年 5 月 1 日
きもと乳腺クリニック	津市洪見町 554-6	令和 7 年 5 月 1 日
津かじわらクリニック	津市鳥居町 278 番地 6	令和 7 年 4 月 1 日
整形外科もりもとクリニック	松阪市曾原町 404-5	令和 7 年 5 月 1 日
さわだ内科学科クリニック	尾鷲市中川 18-9	令和 7 年 4 月 1 日
医療法人大町会 名張ふくにしクリニック	名張市東町 1901-1	令和 7 年 4 月 1 日
かずみ内科・消化器内科クリニック	いなべ市北勢町麻生田 3593 番地 2	令和 7 年 4 月 1 日
やましたこどもクリニック	三重郡朝日町縄生 651 番地	令和 7 年 5 月 1 日
水谷歯科クリニック	桑名市大字芳ヶ先崎 1258 番地の 1	令和 7 年 4 月 1 日
たつみ歯科	四日市市松原町 15-13	令和 7 年 4 月 1 日
かまたに歯科	津市半田 3438-7	令和 7 年 4 月 1 日
エステラデンタルクリニック	松阪市船江町 1392-27 イオンタウン 松阪船江 2F	令和 7 年 5 月 1 日
にしいデンタルクリニック	松阪市下村町字西ノ庄 870-8	令和 7 年 5 月 1 日
大森歯科医院	松阪市小津町 504	令和 7 年 4 月 1 日
エンゼル薬局久保田店	四日市市久保田二丁目 169-3	令和 7 年 5 月 1 日
健やか薬局 藤ヶ丘店	津市久居明神町 1200-2	令和 7 年 5 月 1 日
健やか薬局 白塚店	津市白塚町 3702-3	令和 7 年 5 月 1 日
ほのぼの薬局	松阪市曾原町 403 番 4	令和 7 年 5 月 1 日
いせ一之木薬局	伊勢市一之木 2 丁目 12-10	令和 7 年 5 月 1 日
訪問看護ステーションゆあん	桑名市長島町福吉 154 番地	令和 7 年 4 月 1 日
訪問看護ステーションむぎわら家	四日市市松寺 1 丁目 5 番 29 号	令和 7 年 4 月 1 日
訪問看護ステーション ベル・ティアラ	四日市市九の城町 4-23	令和 7 年 4 月 1 日

訪問看護ステーション デューン鈴鹿	鈴鹿市神戸1丁目22番35号第4不二ビル102号室	令和7年4月1日
よきかな訪問看護ステーション	鈴鹿市庄野東1丁目7-21リンデン小林105号室	令和7年4月1日
訪問看護ステーションたきび	鈴鹿市西条1丁目18-3第一コーポ優伽里102	令和7年4月1日
m u k u 訪問看護ステーション	津市寿町12-19	令和7年4月1日
訪問看護ステーションm u g i	松阪市伊勢寺町2800-1	令和7年3月1日
訪問看護事業所はだし	伊勢市大世古1丁目8番地28	令和7年4月1日

三重県告示第387号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和7年5月27日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
医療法人山本整形外科	四日市市生桑町584番地の4	名称：四日市膝肩スポーツの整形外科クリニック	令和7年4月1日
医療法人小林内科胃腸科	松阪市本町2195-1	名称：本町内科クリニック	令和7年4月9日

三重県告示第388号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和7年5月27日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
やまもと腎泌尿器科	桑名市寿町1丁目15番地 ラ・ポルテ桑名駅前 S-A号	令和7年3月31日
知念外科内科	鈴鹿市稲生町7991-91	令和7年3月26日
むらしま整形外科・リハビリテーション科	鈴鹿市柳町森1658-1	令和7年2月22日
松尾内科クリニック	鈴鹿市平田新町2-2	令和7年3月31日
せきクリニック	亀山市関町新所1125	令和7年3月15日
三木眼科	津市岩田1-5	令和7年3月31日
小渕医院	津市一志町高野254番地1	令和7年3月31日
津かじわらクリニック	津市鳥居町278-6	令和7年3月31日
れんげの里診療所	津市城山1丁目12-2	令和7年3月31日
大谷医院	松阪市川井町2711	令和7年3月31日
長谷川内科	尾鷲市中川18-9	令和7年3月31日
医療法人 福慈会 夢眠クリニック 名張	名張市東町1901-1	令和7年3月31日
かずみ内科・消化器内科クリニック	いなべ市北勢町麻生田3593番2	令和7年3月31日
藤牧循環器内科	三重郡菰野町大字菰野2304	令和7年3月31日
医療法人社団 水谷歯科クリニック	桑名市大字芳ヶ崎1258-1	令和7年3月31日
たつみ歯科	四日市市松原町15-13	令和7年3月31日
かまたに歯科	津市半田3438-7	令和7年3月31日

大森歯科医院	松阪市小津町 504	令和 7 年 3 月 31 日
森歯科診療所	伊勢市御菌町新開 469-36	令和 7 年 3 月 31 日
キタノ薬局	熊野市井戸町 375 の 11	令和 7 年 3 月 31 日
さくら薬局 伊賀車坂店	伊賀市上野車坂町 616-1	令和 7 年 4 月 10 日
キリン堂薬局 夏見橋店	名張市夏見 2452	令和 7 年 3 月 17 日

三重県告示第 389 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退がありました。

令和 7 年 5 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	辞退年月日
佐南歯科医院	津市安濃町浄土寺 330-1	令和 7 年 3 月 31 日

三重県告示第 390 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」といいます。）第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしましたので、法第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 6 項の規定により公示します。

令和 7 年 5 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

平成 17 年 5 月 19 日 第 37 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
有限会社はたき	取締役 畑 伸幸	三重県志摩市磯部町迫間 1859 番地

3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物（玄米）

4 登録の区分

品位等検査

5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域

三重県

6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
畑 学	玄米	K242004514
畑 利勝	玄米	K242006515

7 登録の更新日

令和 7 年 5 月 15 日

三重県告示第 391 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」といいます。）第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしましたので、法第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 6 項の規定により公示します。

令和 7 年 5 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

平成 17 年 5 月 19 日 第 39 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
有限会社中島米穀	代表取締役 中嶋 勝則	三重県志摩市阿児町鶴方 1399 番地 7

3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物（玄米）

4 登録の区分

品位等検査

5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域

三重県

6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
中嶋 勝則	玄米	K242004513

7 登録の更新日

令和7年5月15日

三重県告示第 392 号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨通知がありましたので、同法第30条の規定により告示します。

令和7年5月27日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 解除予定保安林の所在場所

伊勢市二俣町字東万所 576 の 2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

砂防設備用地とするため

三重県告示第 393 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定ですので、同法第30条の2第1項の規定により告示します。

令和7年5月27日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 解除予定保安林の所在場所

伊勢市二俣町字東万所 576 の 2

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

砂防設備用地とするため

三重県告示第 394 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和7年5月27日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ザ・ビッグエクスプレス神田久志本店
伊勢市楠部町 156-2 ほか5筆

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンビッグ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 25 番 8 号	小林 健太郎

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンビッグ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 25 番 8 号	三浦 弘

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンビッグ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 25 番 8 号	小林 健太郎
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目 38 番地	河合 映治
未定		

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンビッグ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 25 番 8 号	三浦 弘
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目 38 番地	河合 映治
未定		

3 変更年月日

令和 7 年 3 月 1 日

4 変更理由

2(1) 店舗設置者の代表者変更のため

2(2) 小売業者の代表者変更のため

5 届出の日

令和 7 年 4 月 4 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 7 年 5 月 27 日から同年 9 月 29 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 395 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 7 年 5 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・ビッグエクスプレス小俣店

伊勢市小俣町宮前 296-1

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンビッグ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 25 番 8 号	小林 健太郎

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンビッグ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 25 番 8 号	三浦 弘

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンビッグ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 25 番 8 号	小林 健太郎

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンビッグ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 25 番 8 号	三浦 弘

3 変更年月日

令和 7 年 3 月 1 日

4 変更理由

2(1) 店舗設置者の代表者変更のため

2(2) 小売業者の代表者変更のため

5 届出の日

令和 7 年 4 月 4 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 7 年 5 月 27 日から同年 9 月 29 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 396 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 7 年 5 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サントピアスーパーセンター松阪店

松阪市高町字中道 332 番地 ほか 28 筆

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
朝日株式会社	三重郡朝日町大字縄生 375 番地 1	川北 真也

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
朝日株式会社	鈴鹿市西庄内町 3578 番地 1	川北 真也

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンビッグ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 25 番 8 号	小林 健太郎
株式会社セリア	岐阜県大垣市外濠二丁目 38 番地	河合 映治
株式会社ナカミチ	北牟婁郡紀北町東長島 3451 番地	中井 良樹
株式会社サンドラッグ	東京都府中市若松町 1 丁目 38 番 1 号	才津 達郎

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンビッグ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 25 番 8 号	三浦 弘
株式会社セリア	岐阜県大垣市外濠二丁目 38 番地	河合 映治
株式会社ナカミチ	北牟婁郡紀北町東長島 3451 番地	中井 良樹

3 変更年月日

令和 7 年 3 月 1 日

4 変更理由

- 2(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所変更のため
2(2) 小売業者の退店及び代表者変更のため

5 届出の日

令和 7 年 3 月 27 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 7 年 5 月 27 日から同年 9 月 29 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 397 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 7 年 5 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・ビッグエクスプレス夏見橋店

名張市夏見字上之出 2452 番地 ほか

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンビッグ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 25 番 8 号	小林 健太郎

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンビッグ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 25 番 8 号	三浦 弘

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンビッグ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 25 番 8 号	小林 健太郎
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二
株式会社キリン堂	大阪府大阪市淀川区宮原四丁目 5 番 36 号	寺西 豊彦
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目 19 番 4 号	野中 正人

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンビッグ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 25 番 8 号	三浦 弘
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二
株式会社キリン堂	大阪府大阪市淀川区宮原四丁目 5 番 36 号	寺西 豊彦
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目 602 番 1	鈴木 誠

3 変更年月日

令和 7 年 3 月 1 日

4 変更理由

2(1) 店舗設置者の代表者変更のため

2(2) 小売業者の住所変更及び代表者変更のため

5 届出の日

令和 7 年 4 月 4 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 7 年 5 月 27 日から同年 9 月 29 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 398 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 7 年 5 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・ビッグエクストラ亀山店

亀山市田村町字鳶ケ尾 676-1 ほか

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ザ・ビッグエクストラ亀山市田村町店

(変更後) ザ・ビッグエクストラ亀山店

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンビッグ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 25 番 8 号	小林 健太郎
株式会社ホームセンターバロー	岐阜県多治見市大針町 661 番地の 1	和賀登 盛作

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンビッグ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 25 番 8 号	三浦 弘
株式会社ホームセンターバロー	岐阜県多治見市大針町 661 番地の 1	和賀登 盛作

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンビッグ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 25 番 8 号	小林 健太郎
株式会社ホームセンターバロー	岐阜県多治見市大針町 661 番地の 1	和賀登 盛作

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンビッグ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 25 番 8 号	三浦 弘
株式会社ホームセンターバロー	岐阜県多治見市大針町 661 番地の 1	和賀登 盛作

- 3 変更年月日

令和 7 年 3 月 1 日

- 4 変更理由

2(1) 店舗名称の変更のため

2(2) 店舗設置者の代表者変更のため

2(3) 小売業者の代表者変更のため

- 5 届出の日

令和 7 年 4 月 4 日

- 6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

- 7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 7 年 5 月 27 日から同年 9 月 29 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 399 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 7 年 5 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・ビッグエクストラ玉城店

度会郡玉城町世古字小垣内 335-2

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンビッグ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 25 番 8 号	宮崎 剛

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンビッグ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 25 番 8 号	三浦 弘

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンビッグ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 25 番 8 号	宮崎 剛

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンビッグ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 25 番 8 号	三浦 弘

3 変更年月日

令和 7 年 3 月 1 日

4 変更理由

2(1) 店舗設置者の代表者変更のため

2(2) 小売業者の代表者変更のため

5 届出の日

令和 7 年 4 月 4 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 7 年 5 月 27 日から同年 9 月 29 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 400 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、三重郡、亀山市及び鈴鹿市において次のとおり
特定計量器（質量計）の定期検査を実施します（ひょう量 500 k g を超えるはかりを除く。）。。

令和 7 年 5 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

実 施 の 期 日		実 施 の 場 所
令和 7 年 7 月 1 日(火)	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	朝日町役場
令和 7 年 7 月 2 日(水)	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	川越町役場（1 階 公用車等駐車場）
令和 7 年 7 月 3 日(木)	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	菰野町役場 菰野地区コミュニティセンター
令和 7 年 7 月 4 日(金)	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	菰野町役場 竹永地区コミュニティセンター
令和 7 年 7 月 15 日(火)	午前 11 時から 午後 3 時まで	亀山市役所（亀山市職員会館地下駐車場）
令和 7 年 7 月 16 日(水)	午前 11 時から 午後 3 時まで	亀山市関文化交流センター
令和 7 年 7 月 17 日(木)	午前 10 時から 午後 3 時まで	鈴鹿市神戸コミュニティセンター
令和 7 年 7 月 18 日(金)	午前 10 時から	鈴鹿市神戸コミュニティセンター

午後3時まで

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和7年5月27日

三重県知事 一 見 勝 之

北小松土地改良区（四日市市北小松町28番地）

退任理事

四日市市北小松町62番地
 “ “ 258番地
 “ “ 260番地
 “ “ 475番地
 “ “ 19番地
 “ “ 122番地の2

堀 信 夫
 堀 川 正 則
 堀 川 征 彦
 堀 川 宜 典
 伊 藤 安 巳
 辻 善 巳

退任監事

四日市市北小松町224番地
 “ “ 142番地
 “ “ 185番地
 “ “ 175番地

堀 完 治
 堀 泰 三
 堀 明 憲
 堀 本 副 武

就任理事

四日市市北小松町475番地
 “ “ 258番地
 “ “ 260番地
 “ “ 19番地
 “ “ 1739番地
 “ “ 7番地の2

堀 川 宜 典
 堀 川 正 則
 堀 川 征 彦
 伊 藤 安 巳
 多 田 貞 吉
 川 北 能 満

就任監事

四日市市北小松町224番地
 “ “ 142番地
 “ “ 185番地
 “ “ 175番地

堀 完 治
 堀 泰 三
 堀 明 憲
 堀 本 副 武

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和7年5月27日

三重県知事 一 見 勝 之

宮川右岸御菌土地改良区（伊勢市御菌町長屋1221番地）

退任理事

伊勢市御菌町高向3501番地2
 “ “ “ 2621番地
 “ “ “ 2635番地
 “ “ 長屋1356番地
 “ “ “ 263番地
 “ “ “ 1238番地
 “ “ 王中島572番地
 “ “ 新開368番地

大 西 正 明
 森 北 利 幸
 西 井 弘 幸
 角 谷 克 己
 中 居 涉
 今井崎 正 和
 世古口 幸 雄
 西 田 均

伊勢市御菌町上條 507 番地
 " " " 176 番地
 " " 小林 2125 番地 1
 " " " 362 番地
 " " " 298 番地 2

奥 田 公 男
 奥 野 幸 一
 山 下 錦 一
 河 瀬 幸 浩
 奥 本 英 樹

退任監事

伊勢市御菌町長屋 1618 番地
 " " 王中島 660 番地
 " " 新開 358 番地 2

北 川 昌 男
 出 口 昌 亮
 雪 岡 義

就任理事

伊勢市御菌町高向 2553 番地
 " " " 2127 番地 1
 " " " 2671 番地
 " " 長屋 1356 番地
 " " " 260 番地 1
 " " " 949 番地 1
 " " 王中島 572 番地
 " " 新開 351 番地
 " " 上條 520 番地 1
 " " " 494 番地
 " " 小林 2125 番地 1
 " " " 362 番地
 " " " 298 番地 2

出 口 隆 弘
 渡 邊 一 郎
 辻 村 幸 久
 角 谷 克 己
 倉世古 正 彦
 小 西 信 幸
 世古口 幸 雄
 中 谷 昭 二
 中 村 裕 紀
 大 西 一 幸
 山 下 錦 一
 河 瀬 幸 浩
 奥 本 英 樹

就任監事

伊勢市御菌町上條 577 番地
 " " 小林 406 番地 5
 " " 新開 358 番地 2

堀 畑 道 夫
 藤 村 泰 紀
 雪 岡 義

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 57 条の 2 第 3 項の規定により、三郷井堰土地改良区（伊賀市三田 986 番地の 1 三田市民センター内）の管理規程の変更を令和 7 年 5 月 15 日付けで認可しましたので、同条第 4 項の規定により公告します。

令和 7 年 5 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 施設の名称
三郷井堰土地改良区三郷頭首工及び大谷頭首工
- 2 施設の概要
三郷頭首工 堰長 L=144.0m
大谷頭首工 堰長 L=11.8m

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により、次の基本測量を実施する旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和 7 年 5 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
基本測量（地盤沈下関連精密水準測量及び河川事業に伴う水準測量）
- 2 作業期間
令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日まで
- 3 作業地域
四日市市、桑名市及び三重郡朝日町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

令和 7 年 5 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（路線測量）
- 2 作業期間
令和 7 年 4 月 25 日から同年 12 月 19 日まで
- 3 作業地域
四日市市大字塩浜、同市北小松町、同市南小松町、伊勢市川端町、松阪市嬉野下之庄町、同市嬉野中川町及び同市早馬瀬町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県熊野建設事務所長から通知がありました。

令和 7 年 5 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和 7 年 5 月 13 日から同年 8 月 20 日まで
- 3 作業地域
南牟婁郡紀宝町阪松原

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 7 年 5 月 27 日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 特定役務の名称 | 三重県小中学校ネットワークシステム運用支援業務委託 |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県津市広明町 13 番地
三重県教育委員会事務局教育総務課 |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 令和 7 年 3 月 10 日 |
| 4 | 落 札 者 | 三重県伊勢市神田久志本町 1042 番地
株式会社サイバーウェイブジャパン 代表取締役 西岡 眞 |
| 5 | 落 札 金 額 | 入札価格 33,210,000 円
契約金額 36,531,000 円 |
| 6 | 決 定 手 続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 令和 7 年 1 月 24 日 |

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 7 年 5 月 27 日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

- | | | |
|---|---------------|------------------------------------|
| 1 | 特 定 役 務 の 名 称 | 三重県小中学校ネットワークシステム通信回線利用 |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県津市広明町 13 番地
三重県教育委員会事務局教育総務課 |

3	契約の相手方を決定した日	令和7年3月7日
4	契約の相手方	三重県津市あかつ台四丁目7番地1 株式会社ZTV 取締役社長 田村 欣也
5	契約金額	38,373,720円（うち消費税及び地方消費税 3,488,520円）
6	決定手続	随意契約
7	随意契約の理由	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号に該当

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和7年5月27日

三重県警察本部長 敦 澤 洋 司

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

出勤服（ドライ・ストレッチ仕様）上衣 992着
出勤服（ドライ・ストレッチ仕様）下衣 992着
略帽（ドライ・ストレッチ仕様） 992個

(2) 契約の特質等

購入物品の性能に関し、本件調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限

令和7年11月28日（金）

(4) 履行場所（納入場所）

三重県警察各所属所在地

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ (ア)から(ウ)までのいずれかの要件を満たしていること。

(ア) 過去3年間に三重県警察又は他の都道府県警察へ同種物品を納入した実績があること。

(イ) 過去3年間に三重県警察が実施した同種物品の入札（見積合せ）に参加した実績があること。

(ウ) 5(4)の期間に見本品を提出し、三重県警察本部警務部会計課の承認を得ていること。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書及び(4)に掲げる書類を令和7年6月24日（火）12時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録

し、書面による入札の場合にあつては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあつては、入札実施後に(2)、(3)、(5)、(6)及び(7)の書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書(第1号様式)
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- (3) 三重県内に支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- (4) 2(1)ウを満たしていることが証明できる書類。ただし、過去3年間に三重県警察へ同種物品を納入した実績を有する場合及び過去3年間に三重県警察が実施した同種物品の入札(見積合せ)に参加した実績がある場合、証明書類の提出を免除する。
- (5) 原反の品質及び出荷引受証明書
- (6) 縫製引受証明書
- (7) 明細書

5 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局
〒514-8514 三重県津市栄町一丁目100番地
三重県警察本部警務部会計課調達係 担当 奥野
電話 059-222-0110(内線)2262 ファクシミリ 059-226-9917
- (2) 契約条項を示す場所
(1)に同じです。
- (3) 調達システム担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
- (4) 見本品の提出方法
本公告日から令和7年6月3日(火)17時までに5(1)の場所へ提出してください。
提出時間は、平日8時30分から17時まで(土、日及び祝日を除く。)
- (5) 調達説明書(仕様書)の配布方法
ア 調達説明書
本公告日から令和7年7月7日(月)まで調達システムにより提供します。
イ 仕様書
本公告日から令和7年6月11日(水)17時まで5(1)の場所で配布します。
配布時間は、平日8時30分から17時まで(土、日及び祝日を除く。)
仕様書は、開札後に返却していただきます。
- (6) 入札参加資格確認結果の通知
ア 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合
令和7年6月30日(月)17時までに本システム上で通知を行います。
イ 書面による競争入札参加資格確認申請の場合
令和7年6月30日(月)17時までに通知書を発送します。
- (7) 入札書提出の日時及び場所
ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
入札参加資格確認結果の通知の日から令和7年7月7日(月)14時まで
イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。
提出締切日時 令和7年7月7日(月)14時まで
なお、入札書につきましては、郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考えて投函してください。
※ 入札書が、入札書提出の締切日時までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

送付先

〒514-0004 三重県津市栄町一丁目 850 番地

宛 先 津塔世橋郵便局留め

受 取 人 三重県警察本部警務部会計課調達係

案 件 名 出動服上衣ほか 2 件の購入入札書在中

(8) 開札の日時及び場所

日時 令和 7 年 7 月 7 日 (月) 14 時 10 分

場所 三重県津市栄町一丁目 100 番地

三重県警察本部警務部会計課

(9) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総

務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract:
Dispatch uniform jacket and other 2 kind as specified.
- (2) Bid Submission Deadline:
(Electronic submission via the internet)
Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Monday, July 7, 2025.
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 2:00 P.M. on Monday, July 7, 2025.
- (3) Date and Time for the Open Bidding:
The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:10 P.M. on Monday, July 7, 2025.
- (4) Managing Authority:
Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters
1-100 Sakae-machi, Tsu city, Mie Prefecture, Japan Post code:514-8514
TEL: 059-222-0110 (EXT. 2262)
FAX: 059-226-9917

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
